

山口県庁内管理規則

〔昭和 29 年 11 月 24 日〕
〔山口県規則第 75 号〕

改正 昭和 31 年 7 月 13 日規則第 45 号
昭和 59 年 7 月 4 日規則第 42 号
平成元年 8 月 25 日規則第 55 号
平成 4 年 3 月 31 日規則第 17 号
平成 4 年 7 月 28 日規則第 56 号
平成 7 年 3 月 7 日規則第 8 号
平成 8 年 3 月 29 日規則第 43 号
平成 11 年 3 月 5 日規則第 5 号
平成 16 年 12 月 21 日規則第 91 号
平成 17 年 3 月 31 日規則第 54 号
平成 22 年 6 月 25 日規則第 36 号
平成 25 年 3 月 29 日規則第 33 号
令和元年 6 月 28 日規則第 2 号
令和 3 年 3 月 16 日規則第 31 号
令和 5 年 3 月 31 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政の効果的かつ能率的な運営を保障するため庁内の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 山口県会計規則（昭和 39 年山口県規則第 54 号）第 2 条第 3 号に規定する本庁（山口県警察本部を除く。）、山口県企業局の組織等に関する規程（昭和 49 年山口県企業局管理規程第 1 号。以下「組織規程」という。）第 2 条に規定する本局、山口県選挙管理委員会事務局、山口県日本海海区漁業調整委員会事務局及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局をいう。
- (2) 出先機関 山口県会計規則第 2 条第 4 号に規定する出先機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定により設置された公の施設、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定により設置された教育機関及び山口県公安委員会の管理に属する行政機関を除く。）をいう。
- (3) 庁舎 本庁又は出先機関における知事の管理に属する建物及びその付属工作物をいう。
- (4) 庁内 庁舎及びその敷地をいう。

（本庁の用に供する庁舎の敷地の範囲）

第2条の2 庁舎の敷地のうち本庁の用に供するものの範囲については、知事が別に定める。

（庁内管理責任者）

第3条 庁内の管理に関する職務を担当させるため、庁内管理責任者を置く。

2 庁内管理責任者は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。

（室内管理者）

第3条の2 庁内管理責任者が行う庁舎の室内の管理に関する職務を補助させるため、室内管理者を置く。ただし、室内管理者を置く必要がない出先機関については、この限りではない。

2 室内管理者は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

（開門及び閉門の時刻）

第4条 庁内の開門及び閉門の時刻は、県の休日（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除き、次の表のとおりとする。

区 分	時 刻
開 門	午前7時30分
閉 門	午後6時15分

2 庁内管理責任者は、必要があると認めたときは、前項の時刻を変更する事ができる。

3 庁内管理責任者は、県の休日においても、あらかじめ時間を定めて開門することができる。

（閉門後の出入）

第5条 閉門後において庁内に出入しようとする者（駐車場の利用のみをし、又は庁舎の敷地の通行のみをする者を除く。）は、庁内管理責任者の承認を得るとともに、時間外出入者名簿（別記第1号様式）に所要事項を記入しなければならない。ただし、県職員並びに庁舎内に事務所を有する官公庁及び各種団体に勤務する者は、当該所属長の発行する身分証明書を提示して時間外出入者名簿への記入に代えることができる。

2 庁内管理責任者は、時間外出入者名簿への記入又は身分証明書の提示をさせる必要がないと認める者については、前項の規定にかかわらず、これらを省略させることができる。

第6条及び第7条 削除

(禁止行為)

第8条 庁内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、毒物、劇物、凶器その他危険又は有害と認められる物を、正当な理由がなく持ち込み、危険防止の措置を講じないで取り扱い、又は所定の保管場所以外の場所に放置すること。
- (2) 爆発又は引火のおそれのある物の近くで喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- (3) 庁舎若しくは物件を傷つけ、又は庁内の美観を損じ、若しくは清潔を汚す行為をすること。
- (4) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (5) 座込み又はそのためにする寝そべり若しくは泊り込みをすること。
- (6) 通行の妨害となる行為をし、又は指定の場所以外の場所に物件を放置すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁内の秩序を乱し、行政の効果的かつ能率的な運営を妨げる行為をすること。

(許可を受けるべき行為)

第9条 庁内において、次に掲げる行為をしようとする者は、庁内管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、庁内管理責任者がその必要がないと認める者については、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
 - (2) 印刷物、ポスター、のぼり、立看板等（以下「印刷物等」という。）を配布し、又は掲示すること。
 - (3) 集会を開催し、又は集団で立ち入ること。
 - (4) 施設又は設備を設けること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ庁内行為許可申請書（別記第2号様式）を管理責任者に提出しなければならない。ただし印刷物等の掲示については、直接管理責任者に当該印刷物を掲示することにより庁内行為許可申請書の提出に代えることができる。
- 3 第1項の許可には、必要な条件を付することができる。
- 4 庁内管理責任者は、第1項の規定により庁内行為許可申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、許可するかどうかの決定をし、その結果を当該庁内行為許可申請書を提出した者に対して書面により通知するものとする。ただし、印刷物等の掲示については、当該印刷物等に許可証印（別記第3号様式）を押印することによりこれに代えることができる。

(質問等)

第10条 庁内管理責任者は、必要があると認めるときは、庁内に出入りしようとする者に対し、質問をし、身分証明書等の提示を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(違反等に対する措置)

第 11 条 庁内管理責任者は、次の各号の 1 に該当する者に対し、庁内への立入りを制限し、若しくは禁止し、庁内からの退去を命じ、第 5 条第 1 項本文の承認若しくは第 9 条第 1 項の許可を取り消し、違反行為の中止を命じ、又は違反物件の撤去を命じることができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して庁舎に出入りした者
- (2) 第 8 条の規定に違反し、又は違反するおそれがある者
- (3) 第 9 条第 1 項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (4) 第 9 条第 3 項の規定により付された条件に違反した者
- (5) 前条の規定による質問に対して答弁をせず、同条の規定による身分証明書等の提示をせず、又は同条の規定による指示に従わない者

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、庁内の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年規則第 42 号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和元年規則第 11 号)

(施行期日)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和元年規則第 55 号)

この規則は、平成元年 8 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 4 年規則第 17 号)

(施行期日)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年規則第 56 号)

この規則は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年規則第 8 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年規則第 43 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年規則第 91 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 54 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 33 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 2 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 31 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 36 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第3条の2関係）

区 分		庁 内 管 理 者 責 任 者	室 内 管 理 者
本 庁 の 用 に 供 す る 庁 内	山口県議会の用に 供する庁内以外の 庁内	山口県総務部長	山口県行政組織規則（昭和43年山口県規則第15条）第8条若しくは第15条に規定する局、課若しくは室、組織規程第3条に規定する課又は山口県教育委員会行政組織規則（昭和45年山口県教育委員会規則第10号）第11条に規定する課が所管する室にあつては局長、課長又は室長 山口県人事委員会事務局、山口県監査委員事務局又は山口県労働委員会事務局が所管する室にあつては事務局次長 山口県選挙管理委員会事務局が所管する室にあつては事務局長 山口県日本海海区漁業調整委員会事務局及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局が所管する室にあつては山口県日本海海区漁業調整委員会事務局長
	山口県議会の用に 供する庁内	山口県議会事務局長	庁内管理責任者が指定する職
出先機関の用に供する 庁内		出先機関の長 （同一の庁内に 二以上の出先機関 があるときは、知 事が指定する出先 機関の長）	庁内管理責任者が指定する職

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

時 間 外 出 入 者 名 簿

月 日	住所又は 所 属 名	氏 名	行先	用件	入庁時刻	退庁時刻
月 日					時 分	時 分
月 日					時 分	時 分
月 日					時 分	時 分
月 日					時 分	時 分
月 日					時 分	時 分
月 日					時 分	時 分

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第2号様式（第9条関係）

庁内行為許可申請書

年 月 日

庁内管理責任者 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（電話 局 番）

下記のとおり庁内における行為の許可を受けたいので、山口県庁内管理規則第9条第1項本文の規定により申請します。

記

行為の種類	1 物品の販売その他の商行為をすること 2 印刷物、ポスター、のぼり、立看板等を配布し、又は掲示すること。 3 集会を開催し、又は集団で立ち入ること。 4 施設又は設備を設けること。
行為の内容	
行為の場所	
行為の時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
備考	

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

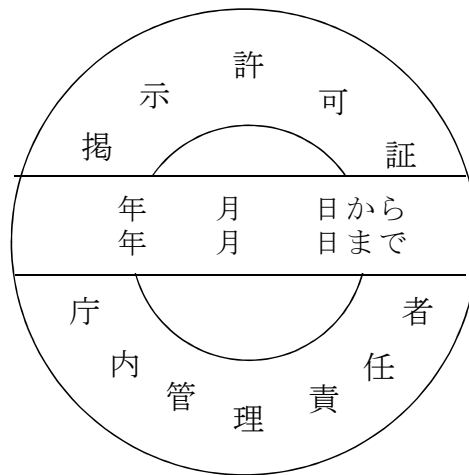
2 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

3 「行為の内容」欄は、人数・数量等についても具体的に記入すること。

4 印刷物、ポスター、のぼり、立看板等を配布し、又は掲示しようとするときは、当該印刷物、ポスター、のぼり、立看板等を提示すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 3 号様式（第 9 条関係）



径 3. 5 センチメートル